

県営住宅入居者の移転支援に係る引越業務

(広島地区)

令和8年4月

広島県

業務仕様書

1 業務名

県営住宅入居者の移転支援に係る引越業務（広島地区）

2 目的

受注者は、県営福島北住宅の建替事業（以下「本事業」という。）に伴い、当該県営福島北住宅の入居者（以下「入居者」という。）が住居を移転する場合において、引越荷物の運送及びこれに付帯する荷造り、梱包、搬出、運送、搬入、開梱及び収納等のサービス（以下「引越業務」という。）を請け負う。

3 業務の概要

受注者は本事業の実施にあたり、下記の対象期間中に、県の指定する引越し元の住宅から県の指定する移転先へ引っ越すとき、これを請け負うものである。県と受注者で締結した業務委託契約書（以下「本契約」という。）及び本仕様書の諸規定に従うとともに、受注者と入居者は「標準引越運送約款」（令和7年国土交通省告示193号、以下「標準約款」という。）により引越しの作業内容について個別に契約（以下「個別契約」という。）するものとする。

(1) 引越し期間（予定）

令和8年11月 から 令和9年2月末日まで

※対象期間については、あくまでも現時点における予定であり、事業実施の進捗等により変更する可能性がある。

(2) 県が指定する住宅

【引越し元】

住宅名称	県営福島北住宅1、2号館
所在地	広島市西区福島町一丁目12-1
階数、EV	4階建て、EVなし

※ 詳細は、別添1、2のとおり

【移転先】

引越し元から10km圏内の県営住宅（別紙1、2参照）で県が指示した住宅
なお、入居者の移転先は8月ごろに決定し、決定後に受注者へ通知する。

(3) 移転対象入居者（以下、「入居者」という。）の世帯数

令和8年4月1日時点で28世帯である。

※ 上記の世帯数は、変更となる可能性がある。

(4) 契約金額

本契約は単価契約とし、実際の引越しの実施件数に応じて支払う。単価には入居者の引越荷物の運送及びこれに付帯する荷造り、梱包、搬出、運送、搬入、開梱及び収納等を含む。

(5) 予定数量

予定数量は、別紙3による。

4 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和9年3月26日までの間とする。(このうち、検査期間として9日間を見込んでいる。)

5 問い合わせ先の周知

受注者は、引越業務の実施にあたり、必要に応じて連絡先を入居者へ周知するものとする。

6 許認可等の手続き

受注者は、引越業務の実施にあたり必要となる官公署及び第三者に対する許認可等の申請事務の手続きは、全て受注者が自己の責任と費用負担の下に行うものとする。

7 業務概要

(1) 手続き

受注者は入居者に対し、標準約款にもとづき引越しに伴う説明を行い、契約を行う。

受注者は、必要に応じて入居者に対して引越に関する説明会を行うことができる。

後日、入居者から問い合わせ等があった場合には、受注者はこれに対して迅速、かつ、誠意をもって対応すること。

(2) 引越し調整等

受注者は、入居者の引越希望日に基づき、円滑に引越業務を実施するため、下記事項について、その具体的な実施方法を調整するものとする。

- ① 入居者の引越荷物の量に応じ、所定の時間内に引越作業を完了すること。
- ② 当該県営福島北住宅近辺の敷地条件、建物の配置等を十分考慮した搬出・搬入方法により実施すること。
- ③ 実際の作業の実施にあたっては、必要に応じて交通整理等の調整を行うこと。

(3) 梱包資材搬入

受注者は、入居者と梱包資材の搬入日の調整を行い、必要な量の梱包資材を搬入する。

(4) 養生の実施・撤去

受注者は、自らの負担により、引越荷物の搬出入の対象となる搬出入口、玄関、廊下通路、エレベーターホール、エレベーター内、その他損傷の恐れのある場所の搬入路につい

て養生を行い、引越荷物の搬出入作業が終了した後、養生の撤去を行い、当該住棟内等に残置させないこと。

また、当該住棟内の建物等に損傷又は汚れ等が認められる場合は、発注者の指示に基づき、受注者の責任において原状回復を図るものとする。

(5) 梱包・搬出

受注者は、発送日の作業開始時間前までに配車及び作業員等を配置するものとし、使用車両に関しては、受注者の社名若しくはロゴマーク等の貼付したものとし、荷物の量に適応した車種及び台数とする。

引越荷物の梱包及び積込みの実施に際しては、原則として、入居者立会のもと行うものとする。

(6) 運送

受注者は、決められた日時までに、荷物を搬入先へ運送するものとし、運送の途上において、破損、汚損、内容物の漏出等が無いよう、細心の注意を払うものとする。

(7) 搬入・開梱

受注者は、搬入先に到着した場合は、原則として入居者の立会のもとで搬入・開梱及び収納作業を行うものとする。

また、作業が終了した後、速やかに梱包資材等の回収を行い、搬入場所等に残置しないこと。

(8) 完了報告

受注者は、引越作業が完了したときは、別記様式1（引越完了確認書）を入居者へ完了確認を得た上で、発注者に10日以内（土日祝を除く）に提出すること。

(9) 作業日時

引越業務のうち、荷造り、梱包、搬出、運送、搬入、開梱及び収納は原則として同一日に行うものとする。

(10) 作業実施上の留意遵守事項

受注者は、本業務の実施に当たっては、次の事項に留意遵守しなければならない。

- ① 運送物品は、それぞれの特性、規格、用途等に応じ最も適した方法で梱包、運送等を行い、作業中の損傷、破損等の事故がないよう十分対策を講ずること。
- ② 作業中に予想される降雨等の気象状況に対し、十分対策を講ずること。
- ③ 作業員が本業務の従事者であることが明らかに認識できるよう服装を統一すること。
- ④ 正当な理由がない限り解包及び抜身しないこと。
- ⑤ 本業務の実施に当たっては、近隣住民等に対しての迷惑防止に努めるとともに安全確保に万全を期すること。

8 団地内駐車場の利用

本業務の実施にあたり団地内の駐車場を使用する場合は、自治会へ確認をしたうえで使用すること。

9 特殊物品の拒絶

受注者は、荷物のうち標準約款に定める特殊物品があるときは、その引受けを拒絶できる。なお、受注者がこれを引受けるときは、標準約款にもとづき入居者と個別契約を行うこと。

10 安全対策

- (1)受注者は、作業期間中は、必要に応じて引越荷物の搬出入口等に交通保安員を配置し、歩行者及び車両の誘導を行うものとする。
- (2)受注者は、作業実施にあたり、車両の搬出入路、積み卸し作業等が行われる場所において、安全を確保するため、必要に応じて警備員を配置するものとする。
- (3)受注者は、みだりに通路等に引越荷物及び残置物品等を放置し、通行の安全の妨げにならないよう十分に配慮するものとする。
- (4)万が一、受注者が作業中に人身事故、物損事故、搬送物品の破損、遺失等事故が発生した場合、当事者に対する損害の補償等は受注者の責任において行うものとする。
- (5)その他、作業実施にあたり、安全を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

11 事故防止及び補償

- (1)受注者は、引越業務の実施にあたっては、必要な関係法令等を遵守し、入居者、作業員その他関係者の安全に万全を期すとともに、安全作業につとめ、事故防止を期さなければならない。
- (2)万が一、作業中に人身事故、物損事故、搬送物品の破損、遺失等事故が発生した場合、その損害の補償等は受注者の責任において行うものとする。
- (3)上記に関わらず、入居者から申し立て等があった場合には、受注者の責任により迅速、かつ、誠意をもってその処理にあたるものとする。

12 運送保険

受注者は、運送途中における引越荷物の盗難、不着、破損、汚損、焼損、内容物の漏出等の運送に際して生じる、受注者の故意又は過失によらない事故による損害を補填するため、運送保険を付保するものとする。

13 機密の保持

受注者は、引越業務の実施にあたり、知り得た発注者の秘密に関する事項及び入居者に係る情報を、第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

14 各種調査

調査の実施にあたり、発注者が受注者に遵守すべき事項を指示した場合には、受注者はその指示に忠実に従うこととし、入居者若しくは近隣住民等から苦情の申し立て等があつ

た場合には、受注者の責任により迅速、かつ、誠意をもってその処理にあたるものとする。

15 厳守事項

受注者は、次に定める各事項を遵守するものとする。

- (1) 作業従事者には、服装の統一、腕章等の着用をさせ、当該者が本業務の従事者であることが明らかに認識できるようにしておくこと。
- (2) 本業務に使用する車両には、事業者名が明らかに認識できるようにしておくこと。
- (3) 作業に直接関係のない場所にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 事故防止・防災に特段の留意をすること。
- (5) 業務遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (6) 正当な理由がない限り、梱包を解梱し、または勝手に抜身しないこと。
- (7) 入居者へ見積もりを提示するにあたり、県が負担するものを明示すること。
- (8) 正当な対価のほかに、入居者に対し、金品の強要を行わないこと。
- (9) 法令に定める資格を要する作業については、有資格者を確保して実施するものとし、関係法令を遵守して作業を行うこと。

16 第三者委託

受注者は、本仕様書に定める業務の全部又は一部を第三者へ再委託しないこと。

なお、やむを得ず、専門業者等の第三者へ再委託する必要がある場合は、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。

17 完了検査

引越し対象全世帯の引越しが完了した際は、別記様式2（引越業務完成通知書）を発注者に提出し、本契約に関する完了検査を受検すること。

18 その他

本仕様書に定めのない事項の生じたとき、又は本仕様書の各条項の解釈に関し疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議の上対応するものとする。

以上